

グッドスキルマークの表示を希望する製品等の募集要項（平成30年度）

1. グッドスキルマークの目的・概要

特級技能士、一級技能士又は単一等級の技能士（以下「一級技能士等」という。）が技能を駆使した製品・建築物・役務の提供（以下、「製品等」という。）に表示するロゴマーク（以下「グッドスキルマーク」という。）は、これを表示することにより、直接、消費者に対して、一級技能士等が技能を駆使した製品等について、技能が活かした付加価値の高い製品等であることを広く周知することを目的とします。

2. グッドスキルマークを表示することが可能な製品等

- (1) グッドスキルマークを表示することが可能な製品等は、下記4.の①・②の両方に該当し、かつ3.(1)に規定するグッドスキルマーク事務局（以下「事務局」という。）の長（以下「事務局長」という。）から認定された製品等（以下「グッドスキルマーク認定製品等」という。）に限られます。
- (2) グッドスキルマーク認定製品等がグッドスキルマークを表示することが可能な期間は認定を受けてから10年間です（例：平成30年10月1日認定日の場合、平成40年9月30日迄有効）。

3. グッドスキルマーク審査・認定業務実施体制

- (1) 厚生労働省委託事業「若年技能者人材育成支援等事業」（以下「委託事業」という。）における中央技能振興センター（以下「センター」という。）業務の受託事業者は、本事業を実施するための事務局を置き、グッドスキルマーク表示の対象となる製品等に係る申請様式等申請書類一式（以下「申請書類一式」という。）に係る確認、認定行為及び認定証の交付等の業務を行います。
- (2) 委託事業の受託者に置かれる地域技能振興コーナーは、事務局の支援を行うため、グッドスキルマークの周知、グッドスキルマーク申請者の掘り起こし、申請の受付及びセンターへの関係書類の送付、種々の質問に対するセンターへの取次ぎ等を行います。
- (3) 事務局は、商標等に詳しい有識者等で構成されるグッドスキルマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、開催します。審査委員会は事務局から提案された申請書類一式に係る審査を行い、その認証の可否について事務局長に対して報告します。事務局長は、審査委員会からの報告を受け、認定又は否認を行います。

4. グッドスキルマーク表示の対象となる製品等の範囲

以下の要件をすべて満たした製品等をグッドスキルマーク表示の対象とします。

- ① 技能検定職種による技能と関係のある技能を駆使した製品等であること。
- ② 一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与し、技能を駆使した製品等であること。

製品等によっては、全工程のうち一部分、一級技能士等が関与していない場合であっても、当該部分を一級技能士等に相当する者又は責任をもって製品等の完成を担保できる者が関与している場合に限り、一級技能士等が製品等の完成までの全工程において一貫して関与した製品等であることとすることができます。

したがって、一級技能士等が製作に関わった旨の判断が困難な生産工程の一部に関わる工業製品等の場合、又はそれに相当するとみなされる場合については対象としないこととします。

5. 申請書類一式

- (1) グッドスキルマークの表示を希望し、その旨を申請する製品等（以下「グッドスキルマーク申請製品等」という。）を製作している一級技能士等又は当該一級技能士等を現に雇用している事業者等（以下「グッドスキルマークの表示を希望する事業者等」という。）は、グッドスキルマーク申請製品等について申請する場合、別添「グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）」等に必要事項を記載のうえ、事務局へ提出することを原則とします。
- (2) グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、5. (1)の方法により事務局に申請する際、様式第1号等、下記①～④の書類等をすべて提出してください。

- ① グッドスキルマーク認定申請書（様式第1号）（前述）
- ② 一級技能士等本人の該当職種の技能検定合格証書の写し
- ③ ②に係る一級技能士等が在籍する旨の労働者名簿等（申請者本人が組織に属していない場合等、労働者名簿等が省略可能な場合がある。）
- ④ グッドスキルマーク申請製品等に係る成果物や作業風景が確認できる画像1点以上（写真、DVD、CD-ROM、USB等の媒体は問いません）

なお、②及び③は一級技能士等が実在・在籍する旨の確認を行うため、④はグッドスキルマーク申請製品等が実在のものである旨の確認を行うため提出していただくものです。

6. 申請方法

グッドスキルマークの表示を希望する事業者等は、平成30年9月26日から平成31年1月17日（消印有効）迄の間に、申請者が所在する地域を管轄する地域技能振興コーナー（巻末参照）に対して郵送にてグッドスキルマーク申請製品等の申請を行ってください。

7. グッドスキルマーク認定製品等の認定手順

- (1) 地域技能振興コーナーはグッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式を取りまとめ、写しを保存するとともに原本を平成31年1月23日（消印有効）迄の間に、センターに送付します。
- (2) 事務局は、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等から提出された申請書類一式について、グッドスキルマーク申請製品等が4. ①・②の両方の要件を満たしていることに疑義が生じた場合等において、必要に応じ、直接、グッドスキルマークの表示を希望する事業者等に対し電話等により情報を収集し、内容の確認を行うこととします。
- (3) 事務局長は、平成31年1月17日（消印有効）迄の間に全国から提出された申請書類一式について、平成31年3月20日迄の間に1回以上審査委員会を開催し、これに諮ったうえで、各々のグッドスキルマーク申請製品等に係る認証の可否について報告を受けます。

- (4) 事務局長は、審査委員会から認証の可否について報告を受けた後、当該報告に基づき、グッドスキルマーク申請製品等に対するグッドスキルマークの表示について、平成 31 年 3 月 31 日迄の間に認定又は否認を行うとともに、グッドスキルマーク認定製品等を製作している事業者等（以下「認定事業者等」という。）に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書（様式第 2 号）」及び「グッドスキルマーク認定証（様式第 3 号）」を、否認された事業者等に対しては「グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書（様式第 4 号）」を、それぞれ送付します。
- (5) グッドスキルマークの適切な使用を図るために、別添「グッドスキルマーク使用契約書（案）（様式第 5 号）」により、事務局長と認定事業者等との間でグッドスキルマーク使用契約を締結します。
- (6) 事務局は、全国のグッドスキルマーク認定製品等について整理した別添「グッドスキルマーク認定製品等台帳（様式第 6 号）」を速やかに作成または更新し、センターが運営・管理を行っているホームページ等において適宜一般開示・公表します。

8. 追加認定・認定内容の変更

グッドスキルマーク認定製品等について、新たな商品の開発等により二製品目以降の追加認定申請を行いたい場合や、当初登録した一級技能士等の住所変更や技能検定資格の追加、一級技能士等の異動や死去に伴う内容の変更等、追加認定や認定内容の変更を申請される場合は、5. 申請書類一式のうち、追加・変更箇所を追記した様式第 1 号及びその他関係する添付書類等を提出することにより申請してください（別添様式第 1 号「記入に当たっての留意事項」参照）。

9. 契約の解除等

次の事項のいずれかに該当する場合は、グッドスキルマーク使用契約の解除その他必要な法的措置を行うことがあります。

- ① 申請時点と異なる製造工程や製造方法を導入した等の場合であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ② 申請時点と異なる形状、品質であって、その全工程に渡って一貫して一級技能士等が関与しているか改めて確認が必要と認められる場合
- ③ グッドスキルマークの形状や表示すべき文字を改変して使用した場合
- ④ 申請時点と製造工程や製造方法等に変更はなくとも、その製品等の全部又は一部に一級技能士等が関わらなくなった場合
- ⑤ 会社の合併、分社化、製品等のライセンスの売却などによりグッドスキルマーク認定事業者等とは異なる事業者等が、その製品等の製造に携わることとなった場合
- ⑥ 法令の改廃等により関係法令の基準を満たさなくなった場合
- ⑦ 不正にグッドスキルマークを使用した場合

不正にグッドスキルマークを使用するとは、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等にグッドスキルマークを表示した場合、グッドスキルマークを他の事業者に譲渡し使用させた場合、認定の目的と異なる使用方法により使用する場合、グッドスキルマーク認定製品等以外の製品等についてグッドスキルマークが表示されていると故意に誤解を与える方法により宣伝等を行った場合等が該当する。

なお、有効期間の満了までの間にグッドスキルマーク事業実施要領等の改定が行われた場合であっても、当該製品等が審査時の認定要件を満たしている限り、その認定は有効となる。

- ⑧ 虚偽の記載等により申請を行った場合又は法令の違反等により認定要件を満たしていない場合
- ⑨ 使用契約書の各条項のいずれかに違反したとき、その他事務局長がグッドスキルマークの使用が適当でないと認める場合

10. 個人情報の扱い

本募集に基づき事務局等が収集した個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理します。

11. その他

本募集要項の記述だけでは判断ができない事例等が生じた場合につきましては、事務局長が審査委員会若しくは厚生労働省又はその両方と協議のうえ、適宜判断または決定することとします。

(別添 様式)

- (1) グッドスキルマーク認定申請書 (様式第1号)
- (2) グッドスキルマーク申請製品等に対する認定通知書 (様式第2号)
- (3) グッドスキルマーク認定証 (様式第3号)
- (4) グッドスキルマーク申請製品等に対する否認通知書 (様式第4号)
- (5) グッドスキルマーク使用契約書 (案) (様式第5号)
- (6) グッドスキルマーク認定製品等台帳 (様式第6号)

附則 本募集要項は平成30年9月20日から施行します。

都道府県地域技能コーナー一覧

番号	都道府県コーナー名	郵便番号	公開用住所	電話番号
01	北海道技能振興コーナー	003-0005	札幌市白石区東札幌5条1丁目1-2 北海道立職業能力開発支援センター内	011-825-2387
02	青森県技能振興コーナー	030-0122	青森市大字野尻字今田43-1 青森県立青森高等技術専門校内	017-738-5561
03	岩手県技能振興コーナー	028-3615	岩手県紫波郡矢巾町南矢幅10-3-1 岩手県立産業技術短期大学校内	019-613-4622
04	宮城県地域技能振興コーナー	981-0916	仙台市青葉区青葉町16-1	022-727-5380
05	秋田県技能振興コーナー	010-1601	秋田市向浜1-2-1 秋田県立技術専門学校 職業訓練センター内	018-874-7135
06	山形県技能振興コーナー	990-2473	山形市松栄2-2-1	023-645-3131
07	福島県技能振興コーナー	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館5F	024-522-3677
08	茨城県技能振興コーナー	310-0005	水戸市水府町864-4 茨城県職業人材育成センター内	029-221-8647
09	栃木県技能振興コーナー	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10 (県庁舎西別館)	028-612-3830
10	群馬県技能振興コーナー	372-0801	伊勢崎市宮子町1211-1	0270-23-7761
11	埼玉県地域技能振興コーナー	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎5F	048-814-0011
12	千葉県技能振興コーナー	261-0026	千葉市美浜区幕張西4-1-10	043-296-7860
13	東京都技能振興コーナー	102-8113	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7F	03-5211-2357
14	神奈川県技能振興コーナー	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6F	045-633-5403
15	新潟県技能振興コーナー	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 新潟県公社総合ビル4F	025-283-2155
16	富山県技能振興コーナー	930-0094	富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル3F	076-432-8870
17	石川県技能振興コーナー	920-0862	金沢市芳斉1-15-15 石川県職業能力開発プラザ3F	076-254-6487
18	福井県地域技能振興コーナー	910-0003	福井市松本3-16-10 福井県職員会館ビル内	0776-27-6360
19	山梨県技能振興コーナー	400-0055	甲府市大津町2130-2	055-243-4916
20	長野県技能振興コーナー	380-0836	長野市大字南長野南県町688-2 長野県婦人会館3F	026-234-9080
21	岐阜県技能振興コーナー	509-0109	各務原市テクノプラザ1-18 岐阜県人材開発支援センター内	058-379-0521
22	静岡県地域技能振興コーナー	424-0881	静岡市清水区楠160	054-344-0202
23	愛知県技能振興コーナー	451-0035	名古屋市西区浅間2-12-19 服部ビル2F	052-524-2075
24	三重県技能振興コーナー	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル4F	059-225-1817
25	滋賀県技能振興コーナー	520-0865	大津市南郷5丁目2-14	077-537-1213
26	京都府技能振興コーナー	612-8416	京都市伏見区竹田流池町121-3 京都府立京都高等技術専門校内	075-642-5075
27	大阪府地域技能振興コーナー	550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 大阪本町西第一ビルディング6F	06-4394-7833
28	兵庫県技能振興コーナー	650-0011	神戸市中央区下山手通6-3-30 兵庫勤労福祉センター1F	078-371-2047
29	奈良県技能振興コーナー	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館2F	0742-24-4127
30	和歌山県技能振興コーナー	640-8272	和歌山市砂山南3丁目3番38号 和歌山技能センター内	073-499-6484
31	鳥取県技能振興コーナー	680-0845	鳥取市富安2丁目159 久本ビル5F	0857-30-0708
32	島根県技能振興コーナー	690-0048	松江市西嫁島1-4-5 SPビル2F	0852-61-0051
33	岡山県技能振興コーナー	700-0824	岡山市北区内山下2-3-10	086-225-1580
34	広島県技能振興コーナー	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ5F	082-245-4020
35	山口県地域技能振興コーナー	753-0051	山口市旭通り二丁目9-19	083-922-8646
36	徳島県技能振興コーナー	770-8006	徳島市新浜町1-1-7	088-662-1974
37	香川県地域技能振興コーナー	761-8031	高松市郷東町587-1 地域職業訓練センター内	087-882-2910
38	愛媛県技能振興コーナー	791-1101	松山市久米窪田町487-2 愛媛県産業技術研究所 管理棟2F	089-961-4077
39	高知県技能振興コーナー	781-5101	高知市布師田3992-4 高知県立地域職業訓練センター内	088-846-2303
40	福岡県技能振興コーナー	813-0044	福岡市東区千早5-3-1 福岡人材開発センター2F	092-681-2110
41	佐賀県技能振興コーナー	840-0814	佐賀市成章町1-15	0952-24-6667
42	長崎県技能振興コーナー	851-2127	西彼杵郡長与町高田郷547-21 技能・技術向上支援センター内	095-883-1671
43	熊本県技能振興コーナー	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内	096-289-5015
44	大分県技能振興コーナー	870-1141	大分市大字下宗方字古川1035-1 大分職業訓練センター内	097-542-6441
45	宮崎県技能振興コーナー	889-2155	宮崎市学園木花台西2-4-3 宮崎県技能検定センター内	0985-58-1570
46	鹿児島県技能振興コーナー	892-0836	鹿児島市錦江町9-14	099-226-3240
47	沖縄県技能振興コーナー	900-0036	那覇市西3-14-1	098-894-3231